

平成19年度第11回官業改革タスクフォース 議事録

- 1 . 日時：平成20年02月18日(月)13:00～15:00
- 2 . 場所：永田町合同庁舎2階第2共用会議室
- 3 . 議題：規制改革推進のための3か年計画のフォローアップについて
- 4 . 出席者：

【規制改革会議】安念主査、大橋専門委員

【厚生労働省】政策統括官付労政担当参事官室 参事官 井上 真

【独立行政法人労働政策研究・研修機構】 総務部長 畑中 啓良

労働大学校副校長 内野 淳子

【社会保険庁】運営部 医療保険課長 松岡 正樹

運営部 企画課 施設整理推進室長 大場 稔

5 . 議事概要：

安念主査 どうもお忙しいところ、お出ましをいただきまして、本当にありがとうございます。こちら側サイドの名前の付け方といたしましては、第11回「官業改革TF」になります。規制改革のための計画に書き込まれた中身について、どのような進捗状況であるのかの御教示をいただくということでございます。

そこで厚労省さんの方から15分くらいで粗々御説明をいただいて、その後、質問をさせていただくという形でやりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

井上参事官 厚生労働省の労政担当参事官をしております、井上と申します。

私から今、安念主査からお尋ねのありました点につきまして、概略を御説明させていただきたいと存じます。

規制改革推進のための3か年計画、平成19年6月22日閣議決定におきまして、私どもの労働政策研究・研修機構、通称JILPTにつきまして、大きく4点の御指摘を受けた措置内容を記載しておりますところでございます。それに沿った形で御説明を申し上げたいと存じます。

お手元の3枚紙の資料「官業改革関係」をごらんいただきたいと存じます。そこでまず措置内容の1つ目といたしまして、aでございます。ここにおきましては、機構が行う研究はプロジェクト研究、厚生労働省の要請研究の中でも緊急性・重要性の高い研究に集中し、その他の研究については機構が行うものとしては廃止するという措置内容でございます。

それに対して具体的に講じました措置については、右の方の欄「講ぜられた措置の概要等」をごらんいただきたいと存じます。このJILPTにおきましては、独立行政法人といたしまして、第2期中期目標、中期計画をそれぞれ平成19年3月9日、4月1日に定めておりますところでございます。この中でaの点についても措置をいたしておりますところでございます。1つには、そのプロジェクト研究につきまして、重点化を図り、第1期の9テーマから7テーマに重点化したところがございます。

もう一点、個別研究につきましては、厚生労働省からの要請に基づき、緊急性・重要性の高い、そして新たな政策課題に関する研究のみを実施するといったしまして、それまで機構が自主的にテ-

マを設定して行っておりました自主研究は廃止したところでございます。

措置内容の2点目でございます。左の方の欄bをごらんいただきたいと思います。研究実施者については選定・評価を厳格に行うなど、過去の業績を適格に評価する。審査の客観性、透明性を図るための選定基準をあらかじめ明示した上で、公募による選定を導入するという点についてでございます。

具体的な措置といたしましては、右の方の欄でございます。先ほど申し上げましたJILPTの第2期中期計画におきまして、任期付研究員、非常勤研究員等を活用して外部の優秀な研究者の参画を進めること。それから、実務家の研究参加を求めるなど、外部の幅広い人材を活用することなどをいたしまして、機構において情報が無い分野につきましては、外部研究員の研究参加を求める場合に、新たな公募を行うことといたしました。

19年度におきましては、雇用失業の地域構造の変革要因に関する研究の一環として、イタリアの地域雇用開発に関する現地調査を行うに当たりまして、専門家の参画を求めるため、外部に研究者を公募し、1名を採用したところでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。3点目でcでございます。すべての研究について、政策にどのように反映され、学術的な評価を得ることができたのかを検証し、これを公開するというところでございます。

これにつきましては、機構の中期目標、中期計画におきまして、すべての労働政策研究の成果を対象として、政策の企画立案などにどう反映されたかなど、労働政策研究の有効性を検証するとともに厚生労働省からの評価を受ける。そして、その達成目標を明記するというのを措置してございます。

具体的にこれらに基づきまして、機構の調査研究の成果物につきまして、専門家からなるリサーチアドバイザー部会の評価を受け、その結果についてはホームページで公開しておるところでございます。また、プロジェクト研究の最終報告書についての厚生労働省の評価結果について、ホームページにおいて公開をするといったことを行っておるところでございます。

4点目のdでございます。研修事業についても民間で実施可能な内容については、民間開放を推進するというところでございます。右の方に講じた措置を書いておりますが、19年度におきましては、接遇、コミュニケーションの取り方などの研修科目について民間委託を行い、視覚障害者の職業問題、障害者の職業相談のためのカウンセリング技法等の研修科目について、外部講師の活用を行ったところでございます。

今、申し上げました障害者の職業相談のためのカウンセリング技法等の科目は、今般新たに設けた科目でございますが、3か年計画を踏まえ民間開放を行ったものでございます。また、平成19年12月24日に閣議決定されました公共サービス改革基本方針の改定におきまして、以下のとおり民間競争入札の実施を決定いたしてございます。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。ここで公共サービス改革基本方針の抜粋といたしまして、機構の設置運営をする労働大学校の施設の管理運営業務を民間競争入札の対象とするというところでございます。入札等の実施予定時期につきましては、21年4月。契約期間については21年

4月から原則3年以上の複数年間ということでございます。今後このスケジュールに沿いまして、施設の管理運営業務の民間競争入札への手続を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

お手元にもう一つ参考資料として用意させていただいておりますが、今、申し上げましたJILPTの中期計画における反映状況につきまして、御説明を若干させていただきたいと思っております。

3ページをごらんいただきたいと思っております。3ページにおきまして、左が第1期の計画、右が第2期の計画でございます。一番下の方に「プロジェクト研究」とございますが、そのプロジェクト研究のテーマを列記しましたのが5ページと6ページでございます。左側、第1期のプロジェクト研究は計9本でございます。これを内容等も精査した上で、右の方の7本に整理しておるところでございます。

4ページをごらんいただきたいと思っております。第1期におきまして「個別研究」といたしておりましたものを先ほど申し上げましたように自主研究を廃止いたしまして、右の方の「口 課題研究」、厚生労働省からの要請に基づいた緊急性・重要性の高い新たな政策課題に係る労働政策研究ということで整理をいたしてございます。

7ページをごらんいただきたいと思っております。これは先ほど申し上げました専門家からなるリサーチアドバイザー部会における評価結果などをまとめたものでございます。1の表で外部評価結果の概要を記載してございますが、S（最優秀）が1本、A（優秀）が22本という結果をいただいております。参考がリサーチアドバイザー部会の委員の先生方、次のページがそれ以外にまた外部評価をいただいている先生方でございます。

9ページをごらんいただきたいと思っております。これは研究の要請元である厚生労働省に対し評価アンケートを行ったものでございまして、1の(2)の口の(二)の表のところにプロジェクトの趣旨に沿った成果を出しているかなどについての厚生労働省からの評価を概括してまとめてございます。

11ページをごらんいただきたいと思っております。これは労働大学校の行う研修事業のうち、民間委託を行っているものの状況でございます。

12～14ページまでごらんいただきたいと思っております。これは労働大学校で行う研修におきまして、どのように民間委託あるいは外部講師の委嘱ということで、外部資源を活用しているかという状況でございます。

12～13ページは、障害者雇用専門研修でございます。ここにおきまして、網かけをしておりますところが、今、申し上げたような形で外部資源の活用を図っておるものでございます。

14ページでございます。14ページは労働衛生専門官の研修について、同じく外部資源の活用を編みかけをしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

安念主査 どうもありがとうございました。大橋先生、いかがですか。

大橋専門委員 まず最初に措置内容のaに書いてあるものですが、重点化を図って、第1期に9テーマから7テーマに絞ったということで、そういう努力は非常に評価しますが、7テーマ

に関する予算は幾らぐらいですか。

畑中総務部長 1つのプロジェクト当たりが大体1,000~2,000万ぐらいの予算になっておりまして。

大橋専門委員 大体というのはどうなんですか。こういうテーマできちんと予算要求して、査定を受けて付くんでしょ。それはアバウトな数字ではないはずですね。

畑中総務部長 政策研究費ということで大きくりの予算を立てていまして、研究ですので、やっている段階で多少やりくりがどうしても出てくる部分がございます。

大橋専門委員 結果として、若干の相互流用だとかあるのはいいんだけど、要求段階でね。

畑中総務部長 年度の初めの段階では、テーマごとに大体の予算の目安は立てております。ただ、テーマによっても、大きいテーマと予算がかかりそうなテーマといろいろありますので、一律何千万ということはないんですが、おおよそ大体1つの目安として、多いもので5,000万ぐらいで、少ないものだと1,000万ちょっとぐらい。幅がいろいろございます。

大橋専門委員 そうすると、今日お出しいただいた7テーマについて、それぞれ幾らの予算が付いているかはわからないということですか。

畑中総務部長 おおよそは勿論ございます。それぞれのテーマごとに大体これぐらいの目安でというのがございます。

大橋専門委員 積算根拠みたいのはないんですか。積算根拠みたいのは当然、要求段階で言いますね。

畑中総務部長 それはございます。

安念主査 概算要求をなさるときは個別のプロジェクトごとに、例えばaプロジェクトは1,000万、bプロジェクトは8,000万と概算要求をなさるんですか。

畑中総務部長 一応積算して、予算は全部交付金という形になりますので、交付金予算の中身ということで、財政当局等には積算したものを要求する形になっております。

大橋専門委員 私が知りたいのは、9テーマのときの予算額と7テーマになったことによって予算は当然減っていくと思うんですが、どれぐらい減ってきたんですか。

井上参事官 交付金全体で約8,000万です。

安念主査 プロジェクト研究に係る交付金でということですか。

井上参事官 交付金全体は、業務費と人件費と一般管理費を含んでの合計での額でございます。

大橋専門委員 そうではなくて、プロジェクト研究なり政策研究にかかる予算は、どういうふうに改善したのかを聞いているわけです。

畑中総務部長 私どもの予算は人件費、一般管理費、業務経費と3つに分かれておりまして、業務経費の中の主に政策研究経費がございますが、第1期の9つのテーマのときと比べまして、大体2割程度。

大橋専門委員 第1期は幾らかかったんですか。

安念主査 今お手元になれば、また事務を通して正確な数字を教えてください。

ただ、そうしますと人件費は当然入っているわけだから、このプロジェクト研究9本なり7本な

りに人件費も含めてどれだけかかったんですかと聞かれると、お宅もお困りになるのではないですか。いろんなものに費目に流れ込んでいるわけだろうから。

畑中総務部長 その辺りは、いわゆる管理会計といったものを中でも検討しております。

安念主査 配賦するわけですね。

畑中総務部長 はい。そのところ総合的にきちんと見れるように、中では検討はしております。

安念主査 そうすると今わかるのは、業務経費の増減で、それがそのプロジェクト研究の統合の結果を大体反映しているだろうということぐらいはわかると思うんです。

畑中総務部長 そうです。9本あったのが7本になった程度の削減はしてございます。

安念主査 今でなくて結構ですが、とりあえずその数字を教えてくださいませう。

大橋専門委員 後でいいですけども、7部門のテーマごとにどのぐらいお金がかかっているのかという資料もお願いします。

畑中総務部長 わかりました。あとは一応念のためですが、私どもの場合、プロジェクト研究と課題研究、昔で言うと個別研究というのもありますので、政策研究経費はそれを合わせたものになります。

安念主査 2つ合わせたものでしょう。

畑中総務部長 そうです。

安念主査 だから、プロジェクト研究だけでどうなったのか、決め打ちした数字として出すのは、今の段階では難しいんでしょうね。管理会計の仕組みをかつちり決めないとね。

畑中総務部長 そのとおりでございますして、研究員もプロジェクト研究にも携わりますし、また個別研究にも複数携わるので、人件費を割っているというのがなかなか難しい面はあるんですが、そうは言っても管理関係の導入も検討課題として出ていますので、中では鋭意検討は進めてはおります。

大橋専門委員 私が知りたいのは、今の話とも関連して、この講ぜられた措置の2番目の黒ボツに、緊急性・重要性の高い新たな政策課題に関する研究のみを実施するとしていますけれども、この研究の実施のためにどのくらいの予算が手当されているのかということなんです。

畑中総務部長 そこも後ほどちゃんとわかるような形で、何億というような形でお示したいと思います。

大橋専門委員 しかし、一番肝心なことではないんですか。それをここで質問に対してお答えできないというのはね。

畑中総務部長 概算のお金のアバウトな金額は。

大橋専門委員 つまり予算レベルでいいと思うんです。結果として予算で付いたものが多くなったり少なくなったりすることはわかるんですけども、予算段階ではどのくらいのお金があったかということを知りたいんです。場合によっては何本くらいというのも入っているのかどうか。それは要求値を重要性の高い研究は何本やるという要求をした上でお金をもらったのかどうか。

畑中総務部長 その辺りは勿論、個別研究にかかる経費の削減をきちんとした形で要求しております。

安念主査 これまで自主研究として機構さんが行っておられた研究は、何本という形で本数を示すことはできるんですか。

畑中総務部長 自主研究はかつて何本やっていたというのは、勿論ございます。

安念主査 それを廃止したことの意味なんですけれども、やはり人手とかお金とかの点でセービングズにはなっているんですか。

畑中総務部長 非常に概算で申し上げますと、業務経費でそういう研究を絞り込んだことによって、おおよそ2割ぐらいの削減をしております。ですから、個別研究には今、御指摘のように自主研究と厚労省からの要請研究とあったわけですが、それが自主研究がなくなりましたので、その分大幅に減っております。予算的にも少なくとも2割程度は減らした形になっております。

安念主査 研究員の方から恨み節は聞こえてきませんか。

畑中総務部長 やはり自主研究を廃止したことに關しまして、研究員の方からは非常に問題があるのではないかという指摘は中でありまして、政策研究といったものの場合、厚労省の言われたことだけをやっていくということでは、新たな問題発見とかはなかなかできないような部分もあるので、そういう意味では自主的にやっていく余地がある程度本当は必要だろうと思います。その辺りはそういう問題点はおっしゃるようございます。

安念主査 モラルが下がっても困りますね。

畑中総務部長 そうですね。

安念主査 参事官、いかがですか。自主的に上がってきたのを要請すればよろしいんでしょう。そうはいかないですか。

井上参事官 政策研究で研究成果が出まして、その中には私どもは行政の立場で、なかなか日ごろは気づきにくい事象ですとか政策課題、場合によっては政策課題に対する政策提言の端緒になるもの。こういったものが示されてきますので、それをサイクルとして、次の私どもの研究をこのJILPTの方に出すときに生かすような形で今やろうとしております。

安念主査 わかりました。いずれにせよaについてはプロジェクト研究のテーマの9テーマから7テーマに絞ったこと。自主研究を廃止したことによって、どれだけの節約になったのかをできる限り詳しく、今のところの精密な数字にさせていただければと思います。勿論、完全な数字であることは期待しておりません。

畑中総務部長 後ほどきちんと資料でも御提出いたしますが、今、手元にある数字を申し上げますと、まずプロジェクト研究9本が7本ですね。いわゆる課題研究ですけれども、実は18年度の見直しの前は、要請研究と自主研究を併せた個別研究。中期計画では個別研究と言われているものが全部で36本ございますが、これを課題研究だけということで12本という形で大幅に減らしております。

これによりまして、予算的には業務経費だけで大体3,600万の削減という形にしております。また数字はきちんと出します。

安念主査 お手数で恐縮ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

大橋先生、bのところはいかがですか。

大橋専門委員 このbに関連して、私はよくわからないので本当に初歩的なんだけど、この労働政策研究機構に配置されている研究員の定員というものは何かあるんでございますか。これはどういう推移を示しているのか。

畑中総務部長 一応、一昨年の政独委での見直しが行われまして、従来は研究員が43名の定員でありましたが、これは向こう5年間で34名に下さいという見直しがかかっております。

大橋専門委員 定員と減員はそんな状況でございましょうか。

畑中総務部長 ほぼ定員どおりという形で、急に辞めたりだとかいろんな事情があって、若干1~2名の変動はあるにしても、大体さっき申し上げた34名というのは、定員というより実人員のほぼイコールの数だと考えていただいて結構です。

大橋専門委員 実員と定員がほぼ同数だと。

畑中総務部長 先ほどの43名というのは、実は実人員の数でして、それを34名に下さいと言われております。

大橋専門委員 定員の数ということですか。

畑中総務部長 そうですね。定員43名だったのを34名という形で9名減らす。

大橋専門委員 どういうふうにして減らしていくんですか。

畑中総務部長 主に定年退職で補充をしない。退職されて、普通は補充していくわけですが、それをしていない。あとは厚生労働省からの出向者がおりますので、その出向者の引き揚げをやっていくという形です。

大橋専門委員 この研究員に関連しては、どこかの雑誌で書いてあったけれども、自分はもともと事務職員として採用されたんだけど、行ってみたら事務職員ではなくて研究員に任命された。こういうのがもし事実だとすれば、どうしてこんなことが起こるんですか。まさにこの今の問題と関連しているわけです。定員が必ずしも充足されないと、何とか埋めよう埋めようとして、無理して埋めたということも考えられないですか。

畑中総務部長 1つ御理解いただきたいのは、恐らくその雑誌に書かれていたことというのは、まだ独法以前のかかなり昔の話だということです。その上で恐らくその当時の状況の中では、研究部門に事務職を配置することがありまして、それは主に研究のアシスタントみたいな位置づけであったと聞いております。

ですから、身分的には事務職のままということで、給与も研究職ではなく事務職の給与を払っていたそうです。ただ、対外的な肩書きという形で、研究員という名刺をつくらせるのは認めていたのかなと思います。

以上は、独法以前の特殊法人時代のことなので、今は詳しくははっきりしません。いずれにしても、当機構が研究部門に事務職をおいて、それを研究員と名乗らせるということは一切しておりません。

大橋専門委員 その研究員の43名の定員というのは、分野ごとに分かれていますか。

畑中総務部長 そうです。主にプロジェクトのテーマごとに大体分かれた形をしております。

大橋専門委員 もし差し支えなければ後ほどで結構ですので、それぞれの分野ごとの定員の数

と、わかれば実員の推移について、お知らせください。

畑中総務部長 部門ごとの推移ですか。

大橋専門委員 部門は無理ですか。

畑中総務部長 これまで部門が9つあったのをプロジェクトの再編で7つになりますので、完全な推移と言ってもあれですが、一応各部門ごとに何人というのはお示しできると思います。

大橋専門委員 そうですか。

安念主査 9から7だと、どうしても断層ができてしまいますね。

畑中総務部長 テーマも再編したりしておりますので、純粋な比較はなかなか難しいと思います。

安念主査 実員の推移がわかればよろしいですね。過去5年間、つまり第1期のときの推移がわかれば、これで大体わかるということになるだろうと思います。資料がもしありましたら、お願いいたします。

畑中総務部長 はい。

安念主査 外部からの公募というのは、今までのところ実績は1名だけなんです。

畑中総務部長 そうです。外部の研究者の方に研究に参加していただくというのは、以前からかなり多数の研究者の参加していただいておりますが、ある意味ではきちんと基準をかなり明確にした上で、こういう新しいスタイルの公募はまだ1件という形であります。ただ、外部の研究者については、私ども内部の研究者以外に優秀な研究者の方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方をなるべくうまく活用していくという姿勢でやっております。

安念主査 なかなかここは難しいところですね。本当に優秀な人は、基本的に公募では来ませんからね。みんなプライドがありますから。

畑中総務部長 そこは御指摘のとおりでして、特別研究員制度を設けておりまして、これはあらかじめ私どもがいろいろな場面で非常にいいアドバイスをいただけるという方を数名任命をさせていただいて、その方から適宜アドバイスをいただくというような形を一方では取っております。

安念主査 あとは政策にどれだけ反映されたかの評価は、これもまた難しいですね。純粋な研究として、どれくらいの価値があったかということは、基本的にはピアレビューで評点を付けるということしかないし、またそれでいいと思うんですが、政策に生かされたかどうかの評価はどういうふうにしてなされればいいというお考えですか。

井上参事官 基本的には研究の要請元である厚生労働省において、当初期待していたものに対して、どの程度その研究結果として出せたかという評価を行っております。

こちらの厚い方の資料の9ページでございます。評価の概括表は先ほどの表のところでございます。9ページの下の方の のところで黒ボツでそれぞれの分野におきまして、担当者としてJILPTの行った研究が具体的な政策の規格立案の中でどう役立ったかということをお抜粋してございます。

今、安念先生からも、評価は難しいのではないかという御指摘もありましたが、定量的に、その政策の企画立案にどれだけ役立ったかというところは難しいところがございますけれども、具体的

な政策の企画立案のプロセスの中にどう生かされたかということをごできるだけ詳細に評価するように努めてございます。

安念主査 定量化するのはなかなかできない話だろうと思うんですが、この手の評価は本質的に利益相反のところがありますね。つまり発注したはいいけれども、だめだったという評価をすると、発注した者がばかだったんだということになってしまうから、どうしたって甘くならざるを得ないという利益相反はどうしても出てしまう。難しいところですね。

畑中総務部長 一応、政策への貢献については外部の有識者の方のリサーチアドバイザー部会の中で、学術的な観点の評価も勿論しているんですが、政策への貢献度といったこともリサーチアドバイザー部会での評価においても評価の視点として入っております。

大橋専門委員 bのものなんだけれども、私は措置内容が厳格公正な選定基準をあらかじめ明示した上で公募による選定を導入すると書いてあったので、これはどう読むかということ、やはり何らかの形で一種の内規的なものをつくって、それを公にすると理解していったんだけれども、今日の御説明だとその中期計画が何かに書いたもので、もうそれで基準であると。あるいは我々の3か年計画の措置内容としては、これで十分なんだというように取っているんですけどもね。

畑中総務部長 一応、今回公募した際には、しっかり応募資格を。

大橋専門委員 そういう内規的なものはつくっていないわけですね。

畑中総務部長 ちゃんとつくってございます。募集要項をしっかりと出して、これは対外的にも公表した上で募集いたしました。

安念主査 これ以上のものだというスペックはちゃんと決まっているわけでしょう。

畑中総務部長 はい。

大橋専門委員 それだったら、講ぜられた措置にそういうことを書いておけばいいではないですか。公正な透明な選定基準をつくりましたと。その内容はこんなものと。これでは、私はよくわからなかったです。

畑中総務部長 済みません。

大橋専門委員 最後のdの研修事業は、私の理解ではそちらの方がやった研修施設の管理運営ということだけではなくて、研修所が行う研修事業そのものについても何らかの形で、民間市場化テストというものの対象とすべきという意味が込められていると思ったんだけれども、これだと施設の維持管理にとどまっているというような感じなんだけれども、そういうことでよろしいんですか。運営がどう解釈をするのかがよくわからなかったものだから。

井上参事官 研修事業については御指摘のような部分ですね。1つは施設の管理運営という部分と、もう一つは研修事業。研修計画を立てて、研修を実施してという研修の部分と両方あると考えさせていただきます。

施設の管理運営は先ほど申し上げましたように、公共サービス改革基本方針に従って進めていきたいと思っております。研修につきましても民間委託あるいは外部講師の委託という格好で、外部資源の活用ができるものについては、先ほどカリキュラムの例をごらんいただきましたように、相当進めておるつもりでございます。

ただ、1点御理解いただきたい点がございまして、この研修は現役の公務員、行政職員に対する研修でございますので、恐らく今、言っておられるのはその研修の企画とか計画といった研修のプランニングあるいはコーディネートができないかということかと思いますが、ここはやはりそうした行政職員に対する研修ということで、これは労働大学校自体で行う必要があるのではないかと考えてございます。

大橋専門委員 研修の対象が行政職員、公務員だから研修事業そのものの企画あるいは実施そのものは、なかなか民間にできないと。今日御説明をいただいたものでは、研修所に人がいないようなものについては民間に委託すると。それで我々は研修事業の民間活用をしたんだと。民間開放をしたんだというだけけれども、私に関係しているものでいえば、やや性格は違いますけれども、研修事業まさにそのものを研修の企画あるいは計画に基づく事業の実施、更にはお客さんを集めてくるものを含め、その研修に伴ういろいろな地元との調整だとかを全部民間でやらせていく例があるんです。

だから、その対象が公務員だから研修所が直営でやらなければならないというのは、私は必ずしも論理的にはそう言えないような感じはするんです。なぜその対象が公務員だから、大部分は自分でやらなければならないというわけですか。

井上参事官 この厚生労働省の特に主として地方労働局の職員の研修を行っておりますが、その中には司法警察職員であります労働基準監督官の研修でございますとか、あるいはハローワークの職員でも企業に対する雇用指導ということを行うような研修を多々含んでございます。

そうした研修につきましては、やはり研修の元となる行政の実務を承知しておるものがそういうプランニングやコーディネートを行うことは必須であると考えておりまして、その一方で先ほどカリキュラムでごらんいただきましたように、研修の実際の実施でございますと、ここについては極力、民間委託なり外部講師の委嘱ということで、外部資源の活用ができるものについては、広くそれを活用するというので、研修の実施面でそのところを行っているつもりでございます。

ただ、ちょっとそのプランニングとかコーディネートの部分は行政の実務を熟知したものの、労働大学校にも行政から教官に出向者を出しておりますけれども、そうした者が直接やる必要があると考えておるところでございます。

安念主査 しかし、その外部資源の活用は大変結構なだけけれども、11ページなどを見るとお仲間っぽくありませんか。お友達なのではないかという印象は否めない。

内野副校長 これにつきましては、今、見直しと申しますか、幾つかの科目については接遇とコミュニケーションという形で、入ったばかりの新人職員対象のものに関してはまとめまして、企画競争という形でやろうとしているところであります。

科目につきましても、それぞれ求められる仕事にとって必要なものということで、今、科目の見直しとかを行いながら、そういったなかでだれに来ていただくのがいいのかという形で、見直しをしていくということは考えているところでございます。

ただ、お仲間とおっしゃられますのは、行政に詳しい方というものでないと、単に民間の手法だけでされては役に立たない研修になってはということで、そういう意味で行政についても詳しい民

間の方にできるだけ広い方々から話を聞くといえますか、参加していただけるように取り組んでいきたいと思っていますところでもあります。

安念主査 これは当会議が直接管轄することではありませんが、機構さんについては去年の整理合理化計画でも、組織の仕組みはこのまま行くわけですね。

井上参事官 業務の内容につきまして、例えば研究事業でございますと、他の機関と重複するよ
うなものはやらないとか、そういった幾つかの御指摘をいただきましたが、組織自体については今
のとおりが基本ということでございます。

安念主査 よろしゅうございますか。

大橋専門委員 はい。

安念主査 では、済みませんが、セービングズがどれくらいになったかということについての
できる限りの資料をちょうだいしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

井上参事官 承知いたしました。

安念主査 どうもありがとうございました。

(労働政策研究・研修機構関係者退室)

(船員保険保養所関係者入室)

安念主査 お忙しいところをお出ましをいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

それでは、3か年計画のフォローアップということですので、今までに取られた措置について概
要の御説明をいただいて、その後、質疑ということにさせていただきたいと思います。これはも
もとそんなに込み入った話ではございませんね。よろしくお願いいたします。

松岡課長 それでは、御説明させていただきます。医療保険課長の松岡と申します。よろしく
お願いいたします。

船員保険の保養所の関係でございますけれども、そちらにございますように、この船員保険法の
抜本改正後に速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で19年度中に整理合理化計画を策定
し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うように努めるということござい
ます。

この措置の概要でございます。現在の状況を申し上げますと、整理合理化計画を策定すべく19
年9月から船員保険の事業運営懇談会の施設検討小委員会において議論を行っておるところで
ございます。今後関係者の合意を得た上で、19年度中を目標に合理化計画を策定し、当該計画に基
づく施設の合理化を22年度までに進めることとしております。

具体的に申し上げますと、事業運営懇談会の資料というので、この抜粋でございます。これは船
員保険を雇用保険と~~か~~、労災など~~を~~一般制度に分けていくというので、法律改正を19年4月に行
いましたけれども、今後22年1月からそういった形で分けることにしております。

それに向けて~~懇談会~~懇談会で議論を行ってきましたけれども、この施設の問題はある意味、合意形成
がなかなか難し~~ゅうございまして~~く、積み残しになっております。対応の方向ということござい
ますが、一番の下のところでございますけれども「船員保険~~非~~被保険者及び船舶所有者の意見を十
分配慮して、引き続き検討することが必要」といったことでとりまとめが行われました。

こういうことを踏まえまして、1 ページをおめくりいただきまして、施設検討小委員会を設けました。平成~~9~~19年9月でございますが、まさにこの保~~存~~養施設の問題などを議論するということで、~~議論を~~設けております。

座長に野川先生という特に船員労働法の関係など詳しい先生に座長になっていただきまして、この事業運営懇談会の中の公益委員でもあるわけですけれども、その中の~~先生座長~~になっていただいて、あとは関係者、労働側~~には~~全日海、船主側といったことでお入りいただいて、ここで議論をしていくことにしております。

これまでのところでございますが、3 ページでございます。9月から行いまして、現状などを議論し、論点整理などをして、整理合理化方針など、たたき台になるようなものを議論しております。

4 ページでございますけれども、現在 14 施設ございます。その扱いをどうするかといったことについて、今、議論をしているところでございます。基本的には 22 年 1 月には社会保険庁がなくなりますので、今のような形で続けることは当然できないことは皆さん御理解の上、進めているところでございますが、船員の組合側の方々は、よく船員が使っている施設などを残す方法はないのかといったようなことでの御意見も強く、船主側も一定の理解を示しつつ、~~さはさりとも~~、施設を持ち続けるといったことはなかなか今後のコストも考えると大変だということで議論されている途上でございます。集約には至っていないところでございますが、年度末に向けて一定の方向が求められるように努力をしているといった状況でございます。

安念主査 どうもありがとうございます。この3か年計画でも関係者の合意というのがあって、関係者の合意を入れないと答申にならない。入れると必ず反対することがわかっている方々が関係者の中におられる。これがなかなか難しいところですが、率直なところはどうなんですか。全日海さんには折れていただけそうなんですか。

松岡課長 今 14 施設ありますので、あるものをそのまま全部持ち続けるのは難しいだろうと。赤字のものとか船員が余り利用されていないものもありますので、そこは減らしていくことが必要ではないかと、そこはやむを得ないということは理解しておりますが、片方で船員労働の~~福祉特殊性~~といったことも言われていまして、おいそれとは~~なかなか~~行かないという状況でございます。

大橋専門委員 今おっしゃったお話で、検討小委員会のある程度の現段階における合意としては、全部は持ち続けるわけにはいかないというのは、それはもう現段階においては合意が取られているんですか。

松岡課長 まだ合意~~ということ~~でまとまったもので、紙になったりとかいうわけではございません。

大橋専門委員 何となくその会議の雰囲気とか。

松岡課長 会議の雰囲気としては~~おっしゃるように~~。

大橋専門委員 それは海員組合の方も。

松岡課長 海員組合の方もありますが、それはいろんな前提条件を付けた上でですね。要するに全般的に見て、船員の福祉の後退にならないといったことは明らかにしていただいて、その上でならばというような感じです。

安念主査 船主協会さんはどんな感じなんですか。

松岡課長 船主協会は基本的に、なるべく施設は持ちたくないというのが基本的な方向です。

もう一つは、代替施設というのがありまして、そこは利用料補助の仕組みをやっているところがあります。ただ、利用料補助の仕組みは余り活用されていけませんので、その利用料補助の仕組みはずっと活用できるようにして、利用料補助といったようなものを拡充するような方法で考えられないかということをお船主側さんは言っておられるということなんです。

安念主査 それはどういうことですか。例えばここにある 14 の施設をどこかに委託する、あるいは買ってもらって、それを組合員さんが利用される場合には、例えば 1 泊について 5,000 円とかそういう補助金を出すといったようなことですか。

松岡課長 お金はそんなにたくさん出せるわけではないと思いますけれども、概念的には、今あるようなところを別のところで持ってもらう、そこにお金を出すということが方法として考えられるのではないかと。それも船主側もまだ最終の合意の詰めたところまでは壁が大きいものですから、こういうこともあるのではないかと。1つの提案みたいな感じで言っているという状況です。

安念主査 船主さん側の足並みはそろっているわけですか。

松岡課長 まだそろっていません。これはざっくりばらんに申し上げて、正直に言って、船主の中にもいろいろと意見があります。これは例えば漁船以外の貨物船、旅客船、商船と漁船の人たちはちょっと違います。施設をよく使われているのは、漁船の方々が漁港に近いところをたくさん使われているということがありますので、その思いをお持ちだというのがあります。

安念主査 そうすると、なかなか出口を見出すのが難しそうですか。

松岡課長 出口はなかなか難しいんですが、野川座長もこれはやはり関係者の中でしっかり自分たちの力で解決策を見出していかないといかぬだろうということをおっしゃられて、我々もしっかりしろということと言われて、怒られながらやっているということですので、3月のところで結論が完全に出るというのも非常に厳しい状況ではありますが、我々としては精一杯努力していきたいと思っています。

大橋専門委員 それは精一杯努力ではなくて、ちゃんと閣議決定で 19 年度中に合理化計画をつくらせているんだから、それは尊重してほしいです。

松岡課長 閣議決定があるということも、我々はよく承知はしておりますので、そこは努力していきたいと思っています。ただ、これは関係者が合意をしなければ、なかなか動かないところがございます。そのところを役所だけで強引にやるのは難しいところが一面でございますので、その辺を我々としてもよく見定めながら、精一杯努力をしていくということでございます。

安念主査 今この残った 14 施設の中で、単体で採算が取れている施設はあるんですか。

松岡課長 これはいろいろ固定資産税とかが非課税になったりとか、法人税、非課税といったような状況でありますので、単体でなっているのはごく少ないです。

大橋専門委員 それに関連して、17 年と 18 年の利用率や収支などのデータをもらっていますけれども、もう間もなく 19 年度も終わろうとしているので、19 年度の一番新しい事業率などの状況を 14 施設、あるいは福祉センターの収支状況について。

安念主査 暫定値みたいなのがありますか。例えば上半期とか。

松岡課長 調べさせていただきたいと思います。

安念主査 あったら教えてください。

大橋専門委員 そういう数字は持っていた方がいいじゃないですか。そして、こういう検討の場に出して、皆さんの合意を高めていく。それが一つの説得の方法ではないですか。

松岡課長 船員の利用率が低いところとかがあったり、非常に採算が取れていないところとかがありますので、こういったところはどうなんだろうという話は我々も当然申し上げておまして、そこは話はしております。

安念主査 とにかく採算の面とどのくらいの利用の頻度があるのかということについて、直近の数字がもしあったら教えてください。野川先生のところの会議には、当然できるだけ新しい資料をお出しになっているわけでしょう。

松岡課長 まだ18年度までです。19年度の年度途中までは出しておりません。

安念主査 恐らく大きなトレンドが変わっているわけではないでしょうけれどもね。

大橋専門委員 山口などは20%も行っていないんでしょう。

安念主査 俵山というものですか。20%といたらキャパでということですね。

松岡課長 この施設を最終的に船員関係のところに残したときに、どうやって引き取ってもらえるようにするかということ。

安念主査 引き取るというのは、引取り手がいないといかぬわけですね。例えば可能性としてはどうということが考えられますか。

松岡課長 ここがまだ正直見えていないんです。いろいろ議論をしているというところがございます。

安念主査 このままの形でよろしくと言っても、少なくとも民間で引き受けてくれるところは難しいですね。お化粧と言っても何だけれども、何かの工夫の要るところですね。それも含めて、今、検討中という途中~~計画~~経過なんですね。

松岡課長 そうです。

安念主査 しょうがないと言えばしょうがないのかもしれないけれども、なかなか進捗しませんね。

ほかにはいかがですか。

大橋専門委員 くどいし、また無理なことをお願いするんだけど、2つだけ。やはりこういう閣議決定があるんだから、是非いろいろと関係方面の説得に汗を流していただいて、19年度中に合理化計画をつくっていただきたいということ。これをお願いしたいと思います。

同時にその現段階で課長段階で、懇話会の議論の今までの流れの中で、どういう方向性が出てきたと取られておりますか。何回もやっておりますね。

松岡課長 ~~4~~一点は、今のこの施設は先ほど申しましたように、14 そのままということは到底無理であって、船員がよく使っているところとか、採算とまでは言いませんけれども、そこそこ経営状況が悪くないようなところは別として、余りよくないところは縮小していかざるを得ないだろう

といったような感じとしては出てきていると思います。それがどこぐらいにまでの範囲だといったことについては、まだ全体のコンセンサスはできていないところで、今、議論をしているといったところでございます。

もう一点は、そういった形を取るとしても、船主が言っていますけれども、利用料の補助のような仕組みを何らかの形で残して、それが変わるようなものになるといった形にはならないのかなといったところが、現段階では雰囲気として出てきているといったところだと思います。

大橋専門委員 利用料が変わる可能性が高いということですか。

松岡課長 補助ですね。

安念主査 ハコモノを持つのではなくてということですね。

松岡課長 ハコモノが縮小されたとしても、それに代わるものとして、やはり利用料補助みたいなものを少し充実させていくべきではないかという雰囲気はちょっと出てきたかなと思っております。

安念主査 おっしゃることは、だれが考えてもそういう線になるだろうなということですね。そんなに素晴らしい知恵が突然爆発的に出るなどということはありませんからね。要するに大きな方向は、固定資産からお金へと、金券へと、そういうバウチャーへとという方向ですね。

松岡課長 ただ、やはり幾つか残しておきたいというのが、これはどこが持つかという問題がありまして、そこは非常に船員側の~~メンバー~~委員の方の思いが強いということもあるので、そこも真剣に考えないといけないだろうというのはあると思っております。

大橋専門委員 先ほどおっしゃった利用料補助という措置を取るということで、これについては船員の方もこの検討の場では賛成をされているわけですか。

松岡課長 まだそこまで、イエス、ノーということはないと思います。要するに、まず施設をなるべく残してくれというのが前提ですので、それをイエス、ノーというところまではまだ話として行っている段階ではないと思いますが、基本的にはそれぞれのものについて、絶対的にだめだということでは勿論ないだろうとは思っています。

大橋専門委員 それが認められれば、そのハコモノはもうやめてもいいという条件になっているような感じはするけれどもね。

松岡課長 議論はいろいろとしていますけれども、組合側の方はそこまで言っていないと思います。2つやり方があるという状況にとどまって、それがバーターだとかいったようなところでの検討といったところまでは行っていないと思います。

大橋専門委員 海員組合というか船員さんの議論の中心は、仮にハコモノをなくすと我々の福祉サービスの水準が下がるんだから、それに見合うようなものをちゃんと手当してくださいよというのが、大ざっぱに言えば船員さんの議論なんですか。

松岡課長 施設そのものも意味があると海員組合は考えておりまして、船員福祉の一つの象徴であるという発想が強い。

大橋専門委員 近くにあるホテルの方がずっと立派な施設内容でしょう。

松岡課長 そういうことを船主さん側で言われる方もいらっしゃいます。そういうところを残し

ていくよりも、使える方がいいんだろうという方もいらっしゃいますけれども、まだ海員組合の方は長年、施設を持っているというのが船員福祉の象徴みたいな存在だったものですから、その発想がまだあるというところがあります。

その議論を解きほぐしていくということになると、彼らの中でも少し議論をしていかなければいけないということがあると思います。

安念主査 要するに現段階では、まだ条件闘争をやるところまで議論がマチュアーになっていないということですね。腹づもりはどうかかわからないけれども、少なくとも公式にはね。

松岡課長 はい。

安念主査 わかりました。ただ、大橋専門委員からも申し上げましたように、閣議決定上は、この3月末で計画はつくってくれというのが原則ですし、ここはやはりおしりを切らないと、結局当事者も何とか合意をつくらうという気にはなりませんね。

そのところは本当に当局としては板ばさみで非常にお辛いお立場だろうということは重々拝察するんですけども、閣議決定は閣議決定ですので、そこは大いに努力をしていただくというのが私どもの立場ですし、その点について、どういう計画が策定されるかについては、当会議としても引き続き注視をさせていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

大橋専門委員 小委員会は3月にもう一回やる予定はあるんですか。

松岡課長 まだやります。これは何らかの方向性を出すべくやることとしております。

安念主査 何でもぎりぎりにならないとまとまりませんね。

大橋専門委員 徹夜になってもやってください。

安念主査 そうということですね。よろしゅうございますか。

大橋専門委員 はい。

安念主査 どうも御苦労様でした。ありがとうございました。